

## 公共施設等を活用した保育所の整備における設置・運営事業者の要件について

### 1. 趣旨

本市では、待機児童対策の一環として、公共施設等を活用した保育所の設置を予定している。この保育所設置は、公有地又は公共施設を賃貸する方法で行うものであり、設置・運営は民間事業者に行わせることを予定しているため、広く公募の上、事業者を審査・選定する予定である。この公募に当たっての事業者の要件（申請資格）について、意見を伺うものである。

### 2. 保育所の設置主体制限の撤廃について

従来、私立保育所の設置は社会福祉法人に限定されていたが、平成 12 年に保育所の設置主体の制限が撤廃され、株式会社なども保育所を設置することができるようになった（『保育所の設置認可等について』平成 12 年児発第 295 号）。

### 3. 本市における設置主体別の私立保育園の数（小規模保育事業所を含む。平成 30 年 7 月 1 日現在）

- ・社会福祉法人が設置する保育園数 41 施設
  - ・株式会社が設置する保育園数 46 施設
  - ・その他の主体（学校法人、一般社団法人等）が設置する保育園数 14 施設
- ※平成 30 年 4 月開園：社会福祉法人 1 施設、学校法人 1 施設、株式会社 14 施設

### 4. 過去の公有地活用事例、現在行っている民有地での保育園整備における設置・運営事業者の申請資格

	平成 21 年公有地活用事例での申請資格（小宮山公園）	民有地整備での設置・運営事業者の申請資格
法人格	社会福祉法人のみ	法人格を有する又は開設までに有することが確実（法人格の種別は問わない）
保育所運営経験	保育所運営を3年以上行っている経験がある	保育所運営経験を問わない